

<近代本論第十一回：キーワードと年表>

1. 年表

- 1712 ジャン＝ジャック・ルソー誕生（～1778）時計職人の子としてスイスのジュネーブに生まれる。時計職人は中間層の職人で、父もかなりの読書人だった。しかしルソーが十歳の時、貴族との喧嘩により父は出奔失踪、ルソーは徒弟層に没落し、放浪生活に入った。イタリアのトリノで貴婦人の保護を受けたことから、サロンの才子としての生活が始まる。
- 1724 イマヌエル・カント誕生（～1804）
- 1754 マクシミリアン・ロベスピエール誕生（～1794）弁護士の子。自身も弁護士として政治活動に入る。
- 1755 ルソー『人間不平等起源論』
- 1759 ジョルジュ・ダントン誕生（～1794）弁護士の子。自身も弁護士となり政治活動に入る。
- 1762 ルソー『社会契約論』
- 1765～70 ルソー『告白』執筆（死後刊行）
- 1769 ナポレオン・ボナパルト誕生（～1821）父はコルシカ島フランス派の貴族。
- 1770 ゲオルク・ヘーゲル誕生（～1831）父は南独シュトゥットガルトの中級官吏
- 1773 ゲーテ『鉄腕ゲッツ』（疾風怒濤期の代表作）
- 1781 シラー『群盗』（同上）
- 1775～1783 アメリカ独立戦争
- 1776（7月4日） アメリカ独立宣言
- 1781 カント『純粹理性批判』
- 1788 カント『実践理性批判』
- 1789 フランス三部会招集、フランス革命開始 人権宣言
- 1791（9月） フランス革命憲法（91年憲法）立憲君主制、しかし6月の国王逃亡未遂事件によって君主制は廃絶に向かっていた
- 1792 フランス王政廃止 第一共和政開始
- 1793 フランス憲法（ジャコバン憲法）国民主権、男子普通選挙、奴隷制廃止を含む近代憲法、しかし実施はされないままに終わった
- 1793～94 ジャコバン党独裁、恐怖政治（ロベスピエール）
- 1794（6月8日）<最高存在の祭典>（ロベスピエール主宰の理性崇拜祭典）

- 1794（7月27日）テルミドールのクーデタ、恐怖政治の終わり
- 1795 共和国憲法発布（制限選挙）総裁政府樹立
- 1804 ナポレオン、皇帝位に（～1815）
- 1805 アウステルリッツの戦い（三帝会戦）、ナポレオンの覇権確立
- 1807 ヘーゲル『精神現象学』
- 1812 ロシア遠征の失敗
- 1814～15 ウィーン会議
- 1814 ルイ十八世<憲章>公布、フランス王政復古
- 1815 ワーテルローの戦い ナポレオンの<百日天下>終わる
- 1830 オルレアン公ルイ・フィリップ王位に、フランス七月革命
- 1848 ルイ・フィリップ退位、フランス二月革命、第二共和制開始
- 1853 黒船来航
- 1858 日米修好通商条約締結

2. 革命と近代化の本質関連

- 革命は個我の原子化とパラレルな関係にある
- 伝統的規範からの徹底的な離脱、解放がその本質
- 漸進的か急激かの形態的分岐
- フランス革命は急激タイプの原型
- イギリスの立憲革命、日本の維新立憲革命は漸次タイプ
- 革命イデオロギーの形成は、個我の合理主義的自立（自己啓蒙）と不可分の関係にあった
- それは普遍的な位相では個と集団の弁証法に規定されている
- しかし個我において実現された理性の立法的自律（カント）はフランス革命では逆側の理性崇拜の暴走（ロベスピエールの恐怖政治）を生んだ
- その本質は法治の停止、廃絶
- 革命的伝統は<力の論理の是認>のイデオロギーを生むことになった
- それが<文明化イデオロギー>への<軍艦外交>の根拠を提供する

3. 近代的定位における個と集団の弁証法

- 個と集団の弁証法は、人間種の定位本質に規定されている
- 孤立性と社会性の共在
- 近代的定位もルネサンス的個我の覚醒と、人為的国家創出（<作品としての国家>）の内的関連から始まった
- 個我の定位が合理主義へと進展するとそれは<自動機械としての国家>の青写真へと進む（ホッブズ）
- この理性万能主義に対する自律の理念の確立（カント的立法精神）によって、個我の次元での近代的定位はひとまず完成した
- しかし現実の歴史は絶対主義の解体期を迎えていた

- それはまず<革命>のパラダイムを生んだ
- この集団パラダイムの開始は、啓蒙的個我の継承であるとともに、<イデオロギー化>という新たな構造要因が付加された
- この集団的定位におけるイデオロギー性の優越は、<革命>を<世界精神>と結びつける<世界史>のパラダイムを生んだ（ヘーゲル）
- さらにそれは擬似生物学的な基礎付けにより、<進化>のパラダイムと融合した（ダーウィン、ウォレス）
- 近代的定位の集団的イデオロギーは、<革命>、<世界史>、<進化>を統合する<文明化>のイデオロギーとして完成された
- 日本に開港開国を迫った列強のイデオロギーは、つまりは<文明化>のイデオロギーであったと要約できる
- その内部構造を各モメント（革命、世界史、進化）に即して解明しなければならない

4. 近代的個我と近代的集団の定位の根本的齟齬

- 近代的個我の定位シンタクスはヨーロッパにおいて、一つの規範として確立された（内的規範の確立 = 文法的普遍性）
- したがって蘭学によってそれと接した日本近代は、近代的合理主義を内的かつ自律的に自己展開し、肉体化することができた（勝、福沢、木戸等）
- 集団的次元での近代的定位（革命、世界史、進化）に関しては、その普遍性が全く欠如している
- それは酷薄な植民地主義、奴隷制度、帝国主義、人種主義、軍艦外交を自己肯定し<劣者>としての他者に強制するマクロのジンゴイズムであった
- しかしそれは<文明化>の普遍を偽装する
- このドラスティックな齟齬の源泉（定位哲学的な源泉）を検証すること
- その検証によってのみ、集団の次元での開港開国の実相、そのイデオロギー的交錯を再構築できる
- それによって日本の近代化の開始点の実相をも了解できるはずである

5. 近代における集団的システム再編の必然性

- 人類史の第二革命（機械情報革命）に本質規定されている
- 国家、産業、国民の再編
- 社会的分業の定向的進展が基底部の現象

6. <国民>理念は近代固有の集団的法理である

- それはつねに国家の法治と対になって現象する
- その法理的純粋性に内実を与えるのが文化的、歴史的な<われわれ>性
- しかし第一義的にはそれは法理であり、抽象的観念である
- それは近代国家の法理性（法治の必然性）、合理的抽象性に照応する

- <国民>の先駆型は、絶対王権に対して平準化された<等族>であった
- <等族>の義務は納税、徴兵である
- <等族>の権利は<等族議会>への参加、代議士の選挙である
- 近代的代議制の淵源
- 納税が終われば、<等族>は王権から自由な存在となる
- <近代的自由>は国家（王権）からの自由としてまず確立された
= ブルジョワの<自由放任>
- ⇨ 古代市民の自由とは<国政参加の自由>だった（直接民主主義）

7. 日本近代における<国民>の創出

- 前近代の体制にあっては<国民>は不在であった
- 福沢諭吉の直感（『文明論之概略』）
- 農本的支配においては、士大夫が政治過程を寡占し、人民の参加は許さない
- 人民は生産と貢納の主体として<物象化>された（家産国家における人民の半奴隷化）
- 農本的東洋においては、貨幣経済の自律性の認知が遅れた
- 幕藩体制は特に人為的にその過程を阻害しようとした
- したがって<等族>の社会組織が遅滞した
- <等族>における平準化されたプロト・国民の発生が起こらなかった
- 開港、開国は旧制度、旧社会に対しては破壊的に働いた
- しかしそれによる貨幣経済の浸透は、平準化された体制を必然化した
- <四民平等>の宣告
- ここから新たなアトム的集合体 = 初期の国民集団が急速に伸張した
- 国民国家としての日本の出発

8. 開国と維新革命（国民革命）は本質連関している

- 開港開国による平準化が四民平等と立憲を準備した
- それは真の隠れた下部構造革命である
- しかしそれは、列強の<文明化>とは別個に起こった主体的現象である
- 列強の<文明化>は植民地化の圧力を実体としていた

9. <文明化>イデオロギーの形成過程

- それは<列強>の実力を背景としたマクロ集団のイデオロギーである
- <列強>の登場は機械情報革命（産業革命）と連動していた
- しかしそれは比較的最近の現象であった
- だいたい十九世紀の前半から
- <米欧回覧>の視察団もこの事実が気がついている（後述）
- 黒船の背後のイデオロギー力学を知らなければならないという意識が働いていた

→ われわれも彼らに倣う必要がある

10. <革命>のイデオロギー化

- 制度中枢の変革は実体的であり、絶対主義の集権制はむしろ加速された
- 法治の必然性が自然に発生した
- 人権宣言、立憲（91年憲法、93年ジャコバン憲法、95年共和国憲法、1814年ルイ十八世の王政復古<憲章>もこれに含まれる）
- しかし同時に、強権そのものが<国体的理性>として登場するという、大規模なイデオロギー現象が発現する（<最高存在の崇拜祭典>）
- この強権中枢のイデオロギー化と法治の軽視、弱体化が同時に起こったことが革命史全体を通じての不吉な予兆となっている（→極限としてのボルシェビキ独裁体制）

11. <世界史>のイデオロギー化

- <革命>の未曾有の事件性による、大規模な時空（クロノトポス）意識の覚醒
- この時空は<歴史の進歩>として実体化された
- その真の主役（デウス・エクス・マキナ）は<世界精神>である
- そこに登場する主体は、<相克する国家>として観念される
- 基体は資本の総過程の開始 → 世界市場の及ぶ範囲が<全世界>
- こうしてヘーゲルの<世界史>パラダイムが成立した

12. <進化論>と<世界史>の合体融合 → <文明化>のイデオロギー成立

- <進化論>は、<人口論>（マルサス）の生物学への応用によって始まった
- それは<大絶滅>を説明するための仮説であり、その仮説に博物学的事実が埋め込まれるという形で「完成」された（前提と証明の逆転）
- 人種論（特に黄禍論）と当初から融合する傾向を見せた
- 20世紀になって、ようやくユクスキュルが根本的な批判を加えるまで、生物学、社会学の「常識」と化してしまった
- その「終焉」も非常に曖昧である（遺伝統計学との合体による新ダーウィニズムの喧伝等）
- 木村資生の<分子進化の中立説>による淘汰進化の原理的否定
- エルドリッジ・グールドによる<断続平衡進化>のモデル
- 今西進化学の<棲み分け>論による批判
- 遺伝子メカニズムの解明によるラマルキズム（獲得形質の遺伝）の復活
- この消滅の曖昧さは逆にそれが進化に擬態された<文明化>イデオロギーを实体としていたということを証左している

13. <文明>の世紀を喧伝した十九世紀は、どうして植民地主義、奴隷制、人種主義と軍艦外交の世紀になりはてたのか

- それは個我の近代的定位が啓蒙とカント的立法において完成されたことと、強烈な対極性をなす
- しかしまたその文明圧に抗して、真の人文精神も存続した（ブルクハルト、パフチン等）
- この〈人文精神の普遍性⇔文明化イデオロギーの非人間性〉という価値対立の二極性を開港開国の現実の検証にあたっても堅持することが最重要である（文明化イデオロギーに再度のみ込まれないために）

1 4. 〈革命〉と〈天賦人権〉

- 〈アメリカ独立宣言〉における人権意識は、限定的である
- ピューリタニズム的二元論（敵味方の峻別）における人権意識の限界（引用1）
- 〈造物主〉による人権の保障（神権的＝宗教的人権）（引用2）
- アメリカの制度における〈聖書〉の顕在的偏在（宣誓のアイテム等）
- 南部奴隷制の容認のイデオロギー的ルーツ
- 日本国憲法の基本的人権規定には、この宗教性、神権性が欠落
- 憲法母集団としてのルーズベルト・リベラル派における世俗化の完了
- 系譜的にはフランス革命の人権宣言に連なる（世俗性、政教分離の徹底等）

引用1

〈（イギリス政府は）われらのフロンティアの住人に対し、あの情け知らずのインディアンをけしかけようとした。インディアンの戦い方が、年齢、性別、社会的地位を無視して、無差別に殺害するものであることは、よく知られている〉（『アメリカ独立宣言』）

引用2

〈われわれは、以下の事実を自明なものとみなす。すなわち、すべての人間は平等につくられている。造物主によって、生存、自由、そして幸福の追求をふくむ、あるおかしな権利を与えられている。〉（同上）

1 5. 自由民権運動と〈天賦人権〉論

- 中江兆民のルソー紹介（『民約訳解』1882年）
- ルソーに心酔したロベスピエールたちは革命を恐怖政治の場と化した
- この矛盾をどう理解すべきか

1 6. 〈天賦人権〉観念の誕生地は、ロココのサロンである

- ルソーはサロンの寵児だった

- ルソーの社会契約論の母胎は、家族生活の自然な共同性（引用3）
- 放浪青年ルソーは女性によって主催されるフランスのサロンに、＜母性＞のより所を見ていた（引用4）

引用3

＜あらゆる社会のなかでもっとも古く、また自然なものは、家族という社会だけである。＞（『社会契約論』）

引用4

＜カステル神父は変人だが、根は善人で……こう言った。『パリでは、女の手をかりずには何もできん。女というものは曲線で、りこうな男はその漸近線なのだ。たえず接近するが、けっして接触はしない。』＞（『告白』第七巻、桑原武夫訳、中、28p）

17. 宮廷（公式文化） ⇔ サロン（非・公式文化）

- 啓蒙期の基本的な社会構図
- 宮廷文化においては、礼儀作法を通じて王権の支配が浸透していた（エリアス『宮廷社会』引用5）
- サロン社会の無・階級性（一時的な階級性の停止）は、格差社会における緩衝材として機能した

引用5

＜人々は礼儀作法をいやいや守っていたが、自分からそれをやめることはできなかった。それはたんに国王がその維持を要求したからばかりではない。そこに編み込まれていた人たちの社会的存在そのものが、その礼儀作法に結びついていたからである。＞（ノーベルト・エリアス『宮廷社会』、波田節夫他訳、法政大学出版局、＜礼儀作法と儀式＞、136p）

18. サロン文化の徹底した世俗性は、啓蒙期の明るい合理主義を可能にした

- デカルト的合理主義は、宗教戦争を経たバロックの暗い現実を背景とした、厳格なシステムだった
- サロン文化の世俗性は、バロックまでの宗教対立を一時的に棚上げし、＜人間性の普遍＞に意識を集中することを可能にした
- 階級のアイロニカルな無化が一つの文化型となった
 - = ＜フィガロの結婚＞の時代（ボーマルシェ原作は1778年、モーツァルトの歌劇は1786年）

19. 革命は平等を標榜しつつ、一党独裁と恐怖政治を現実化する

- サロン文化の明るさ、寛容、アイロニーの対極
- バフチンの<くそまじめの精神>の支配領域 (『フランソワ・ラブレーと中世ルネサンスの民衆文化』※この用語はスターリニズムへの批判を含意していたことが知られている)
- 革命的プロパガンダの<あおり>によって失われたもの
- 理性的判断の基準となる事実の客観性
- プロト・フェイクニュースの時代 (=イデオロギー・プロパガンダの開始)
- ⇨ サロンは嫉妬や噂の社会でもあったが、その核心部は<理性の法廷>として機能していた (それが各サロンの誇りでもあった)
- ⇨ <党人>の世界には、この立法精神、普遍精神が欠落していく (まさに<党派精神>により)

20. 陰謀論とデマの時代の到来

- <マルス広場の「虐殺」> (1791年7月)
- 陰謀論のデマによる事件の肥大
- ラファイエットの失脚、ロベスピエールの台頭
- <国会議事堂占拠事件> (2021年1月) との類似性
- フェイク・ニュース、デマ、陰謀論と<あおり>の実効性

21. <革命>の否定面 (独裁、恐怖政治) はあるべき制度を産むための<産みの苦しみ>であり、必要悪なのか?

- デカルト的合理主義とホッブズの強権論の結合には、この必然性がおそらく働いていた
- 歴史的現実であった<内乱>の停止、根絶が彼らの願いであった
- フランス革命の出発点は税金徴収のための<三部会>であり、どこにも内乱状態はない
- 内乱と戦争は革命により現出した新たな状況である
- その混乱の鎮静が恐怖政治の免罪符として活用されることになった
- ここにも原因と結果の奇妙な転倒が見られる

22. 独裁の根源としての立法府 (国民議会) の絶対化

- 法治とバランス・オブ・パワーに対する感覚の鈍磨
- これは革命史家においても、モンテスキューに対する評価の低さとなって継承されている
- モンテスキューの三権分立を<法服貴族> (高等法院司法官等⇨帯剣貴族) の利権の主張であるかのように矮小化する論調
- <最高存在の祭典> (1794年6月8日) において、この独裁礼賛は極まる
- 理性の崇拜に擬制した、ジャコバン独裁、恐怖体制の自画自賛

- 国民的修身(革命道徳の奨励)を通じてフランス国民に<愛国>を強制した(明治国体論との類似性)
- 先行する<理性の祭典>(1793年)は、穏やかなアレゴリー仮装劇だった
- これが<不道徳を涵養する>とロベスピエールは非難し、自作自演の祭典を主催した
- フランス革命版国家神道

23. フランス革命における世俗主義の錯綜

- 中世教会 → 全体支配の機関(戸籍の支配)(引用6)
- 自律的な権力機関であったことが江戸期の寺社と異なる
(宗門改帳は幕府の戸籍支配であって、仏寺はその出先機関にすぎない)
- 革命は教会権力を解体した
- 教会領は競売にかけられ、農民の所有地となった
- 革命は新教の自由を保障し、超越的権力を排除した(世俗主義の徹底)
- 人権宣言は<至高の存在>に対する誓約の形式をとる
- この<至高の存在>を革命の本体としたところに、革命的全体支配(=恐怖政治)が現実化した
- 革命⇔反革命は宗教戦争的苛烈を示すことになった

引用6

<こんにち戸籍と呼ばれているものは、当時は司祭の手ににぎられていた。出生や婚姻にさいして教会の秘蹟をうけなければ、国王の臣下たるものは、合法的な存在として認められることができず、その子供たちも、私生児とみなされて、財産を相続できなかったのである。>(ルフェーブル、同上、第一部、8p)

24. ジャコバン独裁における法治の欠落

- 革命史家における残響
- 恐怖政治は<必然>であったとする見解(マチエ、引用7)
- 『法の精神』は「貴族層の教典」であったとする見解(ルフェーブル、引用8)
- ジャコバンによる土地の強制収容は、ボルシェヴィズムによって繰り返された(コルホーズ、ソホーズ、その結果としてのウクライナ大飢饉)

引用7

<恐怖政治はまったくこの時代の宿命においては避けられないことであって、もし王党派のほうが強かったならば、王党派が共和派圧迫のために、恐怖政治を行ったであろう。>(アルベール・マチエ『フランス大革命』第七章<革命裁判所>、下、141p)

引用 8

＜モンテスキューは、貴族身分の起源がフランスを征服したゲルマン人にあるという（※これは当時の通念で史実ではない——前野）点をふくめて……貴族身分が「団体」として存在することを正当化しようとした。彼によれば、この「団体」としての貴族階級の存在は、王政が専制に転化するのを防ぐのに欠くべからざるものであった。彼が説く自由とは、貴族層にとっての自由であり、この見地からすれば、『法の世界』は、おそらくは貴族層の教典とみなしうるだろう。＞（ジョルジュ・ルフェーブル『1789年——フランス革命序論』第一部＜貴族の革命＞、24 p）

25. フランス革命の正の遺産は基本的人権と法治の理念の融合である

- ナポレオン法典（フランス民法典）の近代的規範性
 - ① 万人の法のもとでの平等
 - ② 私的所有権の保証
 - ③ 契約の自由
 - ④ 国家の世俗性（信教の自由）
 - ⑤ 経済活動の自由
- 歴史的に見れば、所有権の保証を含め、当時の最先端民法典である（それまでのローマ法的慣習は封建遺制を黙認していた）
- 口語の採用、理解容易な編纂形式
- 私法であるにもかかわらず、信教の自由は国家を拘束する近代的法治の原理である
- 91年憲法の私権の保証はフランス革命の正の遺産であった
- 93年憲法（ジャコバン憲法）で強調された＜平等の絶対性＞は、ジャコバン独裁と恐怖政治への道を開いた
- ナポレオンが91年憲法に則って民法典を編纂したことは、＜平等に対する反動＞ではなく、革命の正の遺産の継承として正しく評価されねばならない
- 法治の安定をもたらしたのが＜革命＞体制ではなく、＜帝制＞であったという歴史の皮肉に含蓄された近代史の真実を見つめなければならない
- セント・ヘレナ島の前皇帝のエピソード → ロココ的恋愛譚（皇帝の中に生き続けたサロン文化の残照）
- ＜平等の絶対性＞イデオロギーが法治を侵食していく過程が、＜革命の時代＞十九世紀から二十世紀初頭の現実となった

26. ＜国際人権宣言＞の現実

- 1948年12月10日 ＜人権に関する世界宣言＞
- 日本はサンフランシスコ条約以前で、独立国でなかったため参加していない
- 1966年の人権宣言条約は三つに分かれ、日本はいまだにその二つにしか加入していない（第三の条約には死刑の廃止が含まれている）

- 条約には拘束力は原理的に存在しない（強制権力の不在、脱退の自由）
- 人権の現在地は＜慣習法的な公認の浸透＞が最大値である

27. ＜文明化＞イデオロギーにおける＜革命＞の変容

- 革命は反革命を誘発し、革命への警戒心は警察国家的集権を生んでいった
- 革命側も反革命側も、法治を解体しつつ、強権へと傾斜していった事が、十九世紀的な地政学の酷薄さ（その弱肉強食的妄念）を生み続けることになる
- 黒船以来の開港開国の列強圧は、こうした制度力学を背景としていた
- この革命⇔反革命の弁証法は、日本においても、大逆事件以降、制度史の中核を形成していく動因となる

（近代本論第十一回キーワード終わり）